



伊勢崎市告示第182号

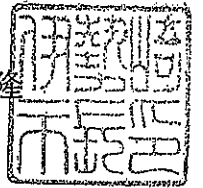
町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市内の町及び字の区域を別紙のとおり変更し、並びに字の区域を廃止したので同条第2項の規定により別紙のとおり告示する。

なお、この町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分公告があった日の翌日から生ずるものとする。

平成30年10月5日

伊勢崎市長 五十嵐 清



町・大字	字	地番
境小此木	下蓮沼境	1から4まで、5の1、5の2、6から14まで、15の1、15の2、16から21まで、22の1、22の2、23の1、23の2、24の1、24の2、25の1、25の2、26、27の1、27の2、29から40まで、42の1、43の1、51、52、54、56から72まで
	伊勢久保	190の2、192の1、192の2、193の1、193の2、194の1、194の2、195から203まで、甲204、乙204、205から208まで、214、215、219から227まで、229の1、230の1、231、232の1、232の2、233、234、236の1、237の1、238の1、242から245まで、246の1から246の3まで、247の1、247の2、248から250まで、251の1、251の2、252から257まで、258の1、258の2、259から269まで、270の1、270の2、271の1、271の2、272の1、272の2、273の1、273の2、274から277まで、278の1、278の2、279の1、279の2、280、281の1、281の2、282の1から282の3まで、283、284の1、284の2、285から296まで、303の1、303の2、304の1から304の3まで、305から308まで、309の1から309の3まで、310の1から310の3まで、311の2、312、313の1、313の2、314の1、314の3から314の6まで、315、316、317の1から317の4まで、318の1から318の5まで、319の1から319の3まで、320、320の2、321の1から321の5まで、322の2、322の3、323の2、323の3、324の1、324の2、325
	間之道	330の1、331の1、331の4、331の5、331の9、331の10、332の2、332の4、332の5、333の2、333の3、334の2、334の3、335、339から346まで、347の1、348の1、349の2、362
	神明	383の1から383の3まで、384の1、385の1、385の2、386の1、387の1、388の1、388の2、389の1、389の2、390の1、390の2、391から396まで、397の1から397の3まで、甲398から丙398まで、399から405まで、406の1から406の4まで、444、445の1、445の2、446、451の3、452、454の1、455の1
	南塚越	499、500の1、502から506まで、甲508、乙508、509、510の1、510の2、511、512、513の1、513の2、甲514の1、乙514、514の2、515の1から515の3まで、523の2、523の3、524、525の2、525の5、525の6
	諏訪ノ木	725の1、726から731まで、732の1、733の1、739から743まで、744の1、746から748まで、甲749、750、751、753から760まで、甲761、乙761、762、763、764の1、764の2、766、767、768の1、769から774まで
	前久保	775から798まで、甲799、乙799、800の1から800の11まで、800の146、800の167、800の170から800の173まで、800の245から800の247まで
	立野下	1810の2、1811の5

町・大字	字	地 番
境小此木	塚越	1816の1から1816の3まで、1817、1818の1、1818の2、1819、1820の1、1822の2、1824の1、1825の1、1825の2、1827、1828、1830から1835まで、1836の1、1838から1858まで、1859の1
	北川原	2038、2039の1、2040の1、2041、2042、2043の1、2044の1から2044の3まで、2056の1から2056の4まで、2057の1、2060の1、2061、2062の1から2062の4まで、2063の1から2063の4まで、2064の2、2064の3、2065の1、2065の2、2066、2067、2068の1、2072から2075まで、2076の1から2076の5まで、2077の1から2077の5まで、2078の1から2078の5まで、2079、2080、2081の1から2081の5まで、2082の2から2082の5まで、2083の1から2083の4まで、2084、2085の1、2085の2、2086の1、2086の2、2087から2089まで、2090の1、2090の2、2091の1、2091の2、2092から2098まで、2099の1、2099の2、2100の1、2100の2、2101から2109まで、2110の1から2110の5まで、2111、2112の1から2112の4まで、2113の1、2113の2
	天神河原	2114の1から2114の4まで、2115の1、2117の1、2118の1、2120の1、2121の1、2126の1、2127、2128の1、2132の1、2133から2136まで、2137の1、2137の6、2139の1、2140から2144まで、2145の1、2146の1、2147の1、2148、2149、2150の1、2154、2155の1、2155の2、2156、2157、2158の1、2158の2、2159、2160の1から2160の5まで、2161、2162の1、2162の2、2163の1、2163の2、2164、2165、2168から2212まで、2213の1、2213の2、2214、2215、2216の1、2216の2、2217から2219まで
国領町	東	670の2の一部、675の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部を含む。）の字を廃止する。

町・大字	字	地 番
境下武士	川向	604、605、612、613の1、614の1から614の3まで、615、616の1から616の3まで、617から624まで、625の1、625の2、639から641まで、642の1、642の2、643の1、643の2、644の1、644の2、645、2306、2307
下蓮町	稻荷	194
国領町	東	670の2の一部、675の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部を含む。）を境小此木に変更し、同区域の字を廃止する。